

琉球水道公社

年次報告書

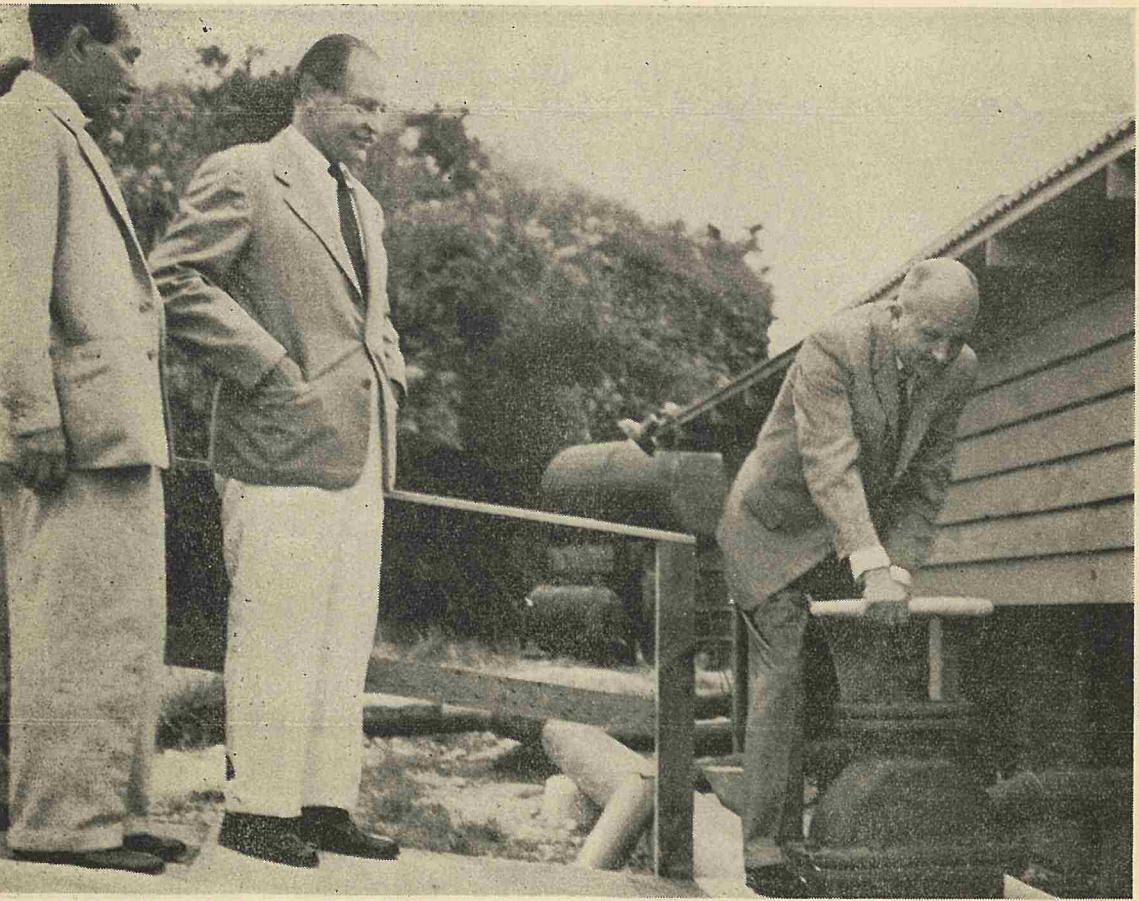
1960会計年度



I A②

SK0049

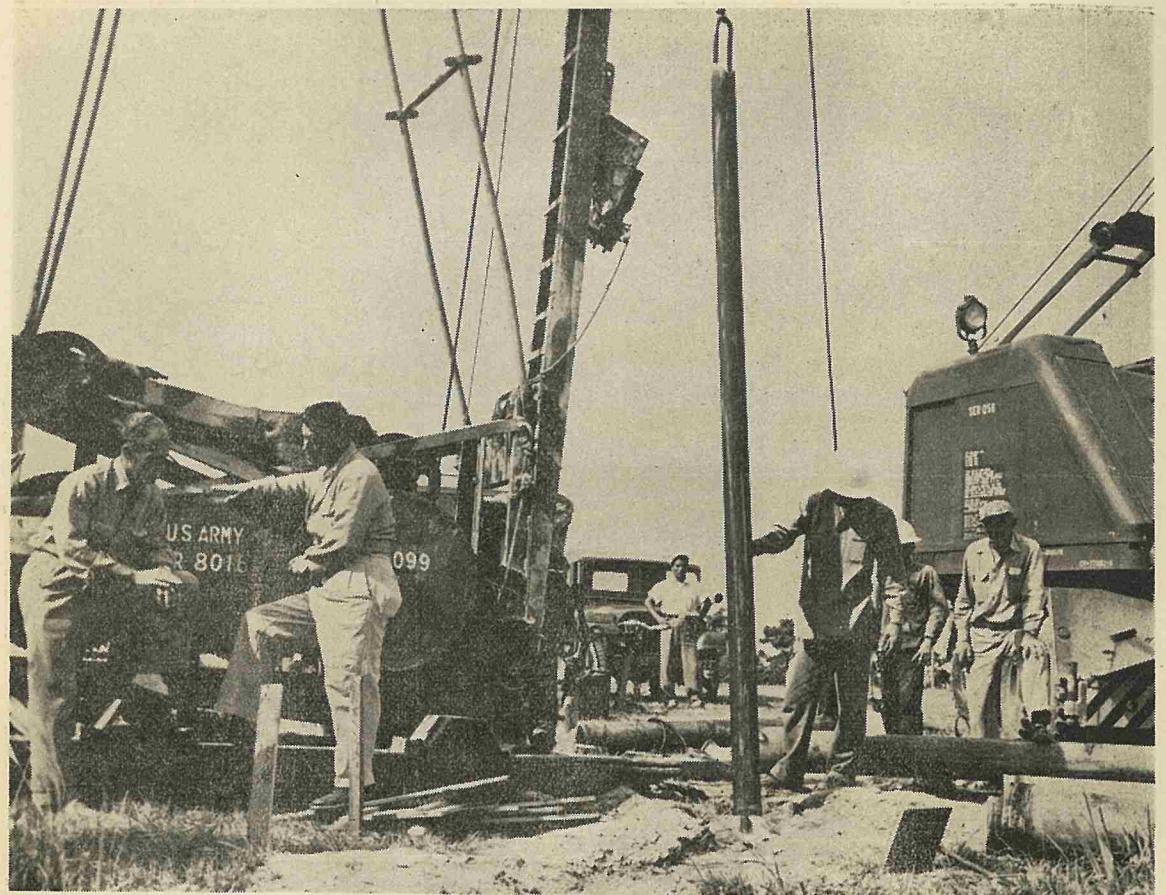
=企業局=



ジョンG.オンドリック民政官が那覇市へ2,000,000ガロンの原水を供給する新しい比謝川施設の止水栓を開けているところ。立法院議長安里氏、琉球水道公社総裁ロス氏が見ている。  
—1959.10.26—

## 目 次

序 言	P 2
第 1 章 沿革及び運営の概要	3
第 2 章 水道開発計画書	5
第 3 章 1960年度における財政上の主要点	7
附 表	
1 琉球水道公社定款	8
2 琉球水道公社機構	10
3 全島統合水道施設略図	11
4 1959及1960年度における消費水量、売上高、需要家比較表	12
5 1960年6月30日現在収支計算書	13
6 1960年度損益計算書	14



琉球側へ給水するための水源発見のための試掘

## 1960年度琉球水道公社年次報告書

### 序 言

琉球水道公社は、琉球住民の需要と利益、産業の発展を奨励するために水を供給する目的で1958年9月4日に設立された。水道公社は、最も新しく設立された合衆国民政府機関の一である。以下本年次報告書の各章に於て、公社の沿革、財政状況、その他水道公社に関する報告を行う。

この報告書の序言において、私は水道公社の方針について述べたい。第一に、できるだけ多量の水ができるだけ安く琉球住民に供給する方針である。第二に、市町村が自己の水道施設を建設し、これを全島水道施設（軍及び公社の水道施設を云い、統合水道施設とも云う。）に連結することを奨励する方針である。市町村施設を全島施設に連結することは、稀少な原水を最も効率的に利用し、かつ浄水所や配水管を二重に建設する費用を省くことになる。市町村が全島施設に自己施設を連結すればいつでも、公社は直接給水している需要家を、市町村に移管する方針である。それ故に、公社は水の需要増加量に応じて市町村への給水を行い、市町村民への給水は市町村自体が行うことになる。市町村が自己施設を全島施設に連結する計画を進めるよう奨励する次第である。現在、那覇市、コザ市、北谷村が全島施設から給水を受けている。

水道公社は、市町村及び沖縄住民の飲料水の増加需要量の供給に応ずるため、本報告書記述の水道開発計画を早急に完成するよう努力するつもりである。

琉球水道公社

総裁 ジエームス A. ロス



嘉手納浄水所

### 第一章 沿革及び運営の概要

戦前の沖縄では、水道施設は那覇及び名護に限られ、大部分の住民は、河井又は天水を使用していた。米陸軍は占領早々、飲料水施設を沖縄で開発し、当初から市町村、公共団体及び個人に、軍の余剰水を供給していた。然し、軍の水道施設は、軍の需要のみを充たすよう設計されたため、水源、ポンプ施設、配水管等は、琉球経済の需要水量を充たすのには不充分であったので、陸軍と民政府は、1958年に、軍民両方の需要を充たすべき統合水道施設の計画、資金調達、建設及び運営に対する責任を負うこと、琉球住民へ飲料水を供給する施設に要する費用は民政府又はその代行機関が責任を持つことに意見が一致した。琉球水道公社は、民政府費用による全施設、軍の費用による施設の一部及び軍施設に加えられた改修施設の所有権を取得し、かつ軍との契約によって生じた責務を遂行するために創設されたのである。

琉球水道公社定款に規定されている通り（附表 I 参照）、公社は、琉球住民の需要、利益、産業の発展をはかる目的で、水の集取、処理、送水、配水及び販売するため、水管を相互に連結し、各個の水道施設を単一の或は数個の施設に統合する目的で、琉球内で、水の生産用財及び施設を取得、維持運営する権限を与えられている。

公社の理事会は、民政官によって任命された 6 名の理事（内 1 名は表決権を有しない）で構成されている。理事の内 2 名は民政府を、1 名は琉球政府を、1 名は琉球開発資金公社を、1 名は陸軍を、他の 1 名は沖縄工作隊を夫々代表している。更に公社は、民政府職員 3 名から顧問として、法律、財政、及び技術面の助言を受けている。公社の日常業務は、総支配人、出納官、技術者、会計係等 11 名の琉球人職員によつて運営されている。

天願から那覇に至る地域に密集する琉球住民に、1 日最少 5,000,000 ガロンの淨水を給水するため 2,000,000 弁を要する一連の工事が 1959 年に計画された。更に、米国議会は、1 日 2,000,000 ガロンの原水を那覇市に給水するための原水施設の建設費 600,000 弁を認可し、この工事中、比謝川地区から牧港の那覇市ポンプ場に至る本管敷設工事は、1959 年 10 月から、臨時ポンプ施設を使用して運営されている。この施設全体が完成すれば、公社はその所有権を取得す

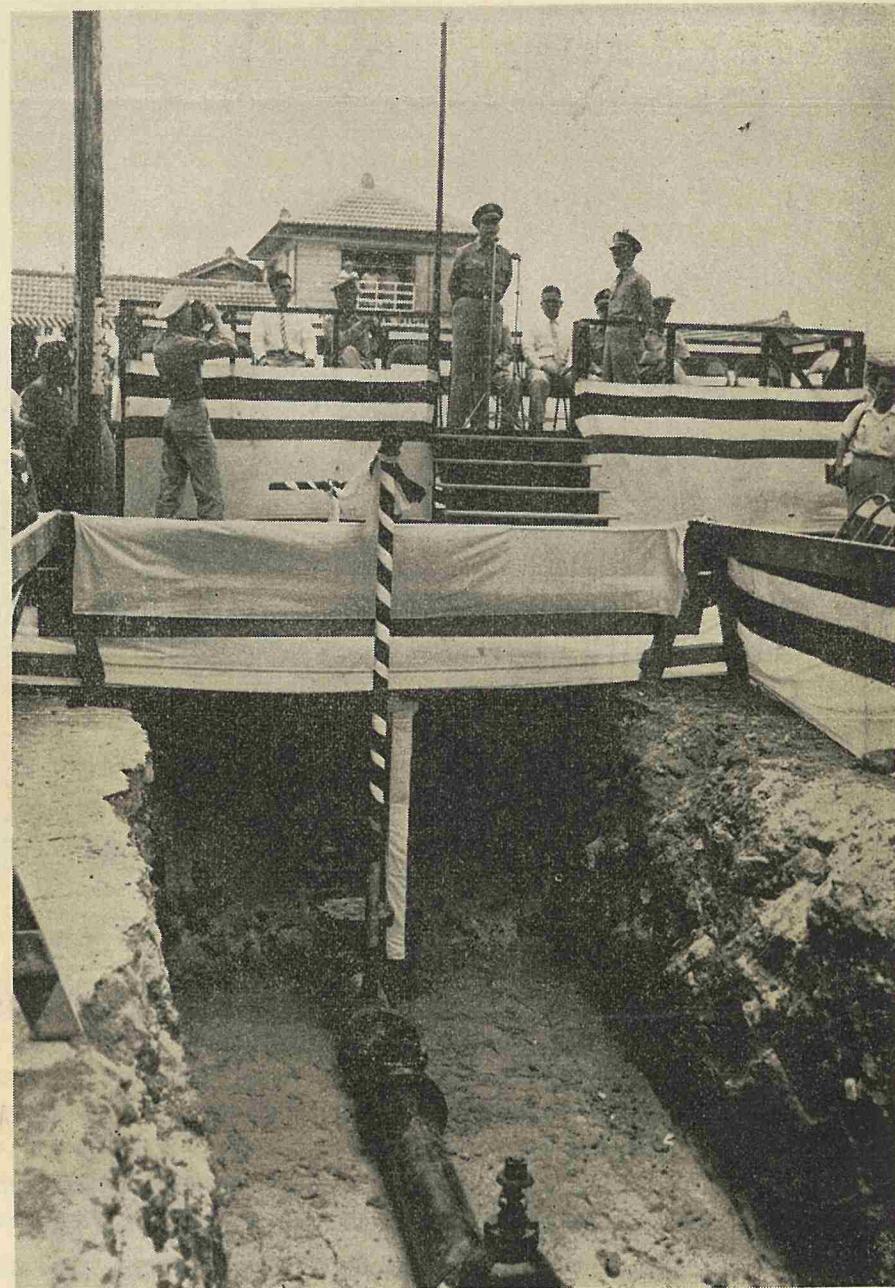
る。公社は又軍用地外の給水管の幾分かを無償で陸軍から譲り受けた。

2,600,000 弁で建設した施設を統合する統合水道施設の運営は引き続き陸軍がこれに当るが市町村又は個人所有以外の配水管の維持運営、那覇市、胡差市等の市町村、軍用地以外の企業体、公共団体、一般家庭への給水の責任は公社にある。

1958年11月1日  
公社発足に当つて米陸軍は公社に500件の需要家を引継いだ。1960年6月30日迄にその数は1,200件に増加した。市町村が施設を建設するにつれ、公社はその市町村内の個々の需要家への直接給水は行わない方針である。然し施設を持つ市町村以外の市町村に専多数の需要家が残存することが予想されるので、相当期間公社はこれら需要家への直接給水を続けることになろう。

運営方針として、公社はその財産の5%の利益を稼ぐ義務がある。電力公社の場合と異り、軍から使用料その他の支払は受けていない。それは公社の施設から軍へ給水をしていないからである。然し公社の施設を軍の施設に統合することによつて、1日5,000,000ガロンの浄水と1日2,000,000ガロンの原水を、中部沖縄地区の住民に給水するために要する投資額は、新に別個の施設を新設するに要する費用より少額で足りるわけである。公社の水道料率は、水の原価、運営費、施設の原価消却費、投資額に対する利益等に基いて定められている。

公社の運営から生ずる収入は、施設の改善及び拡張に支払うため公社に保留されている。公社定款は次のように規定している。「運営費、施設の改修、拡張費及び非常用の費用を考慮し専必要以上の余剰金があると理事会が決定した場合は、その余剰金は民政府一般資金勘定に払込むものとする。」民政府一般資金は琉球住民の利益のために使用されねばならず、如何なる場合でも、民政府や米国政府のみの必要のために使用されてはならない。

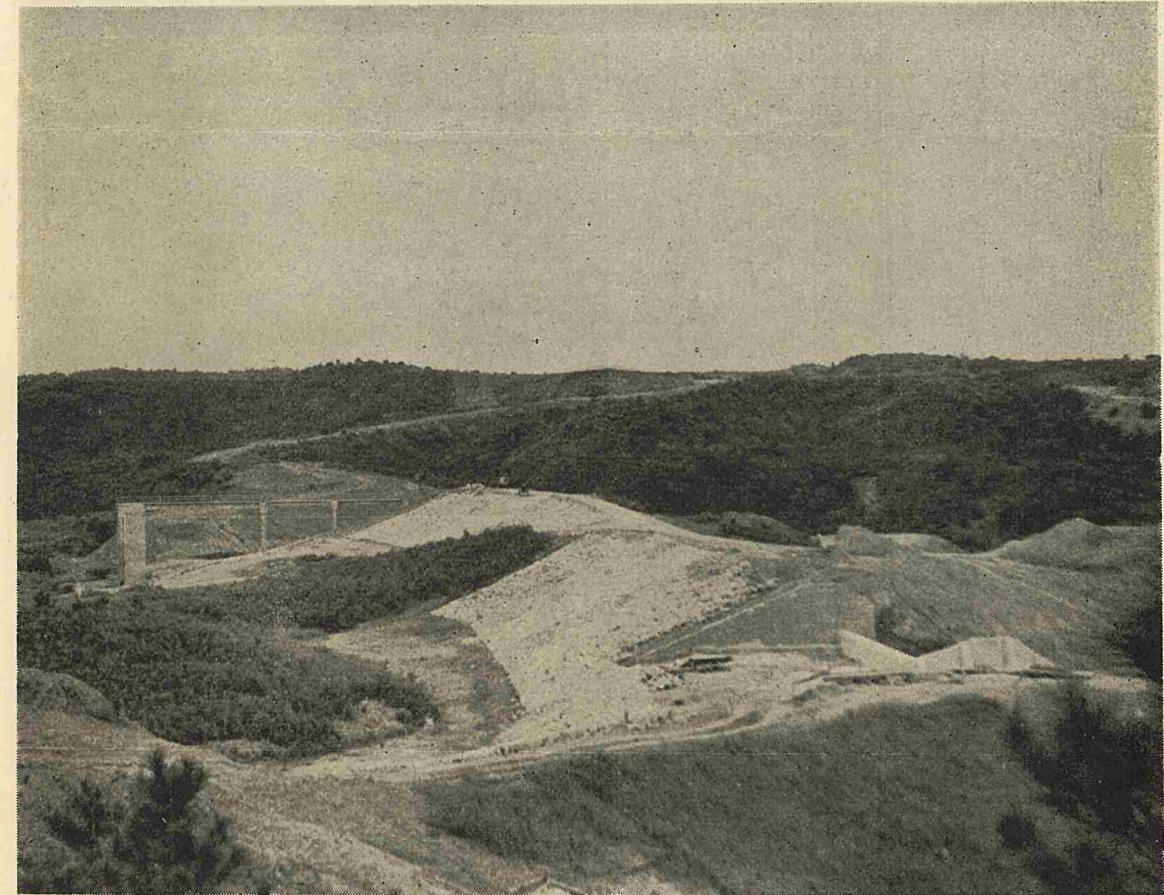


成長しつゝある胡差市への通水式

— 1958.6.19. —

1958年11月1日から1960年6月30日迄の20ヶ月間に於て、公社は（那覇市に）原水を1,000ガロンに付き\$0.03で、浄水は計量需要家の場合は1,000ガロンに付き\$0.2194で、定額需要家の場合は一軒に付き月\$4.85で販売した。公社はその内から、原水の場合は1,000ガロンに付き\$0.04、浄水の場合は同じく1,000ガロンに付き\$0.158の生産原価を陸軍に支払つた。

現在琉球には市町村営水道が8ヶ所ある。即ち沖縄本島では、那覇、胡差、名護、本部、宜野湾の各市町村、宮古では平良市、石垣島では石垣市、大浜町である。上記8水道に未処理水の給水を行つている小規模の水道を含めると合計200ヶ所に上り、給水人口は全体の40%になる。究極において、沖縄における主要水道は統合水道施設に連結されることを期待する。

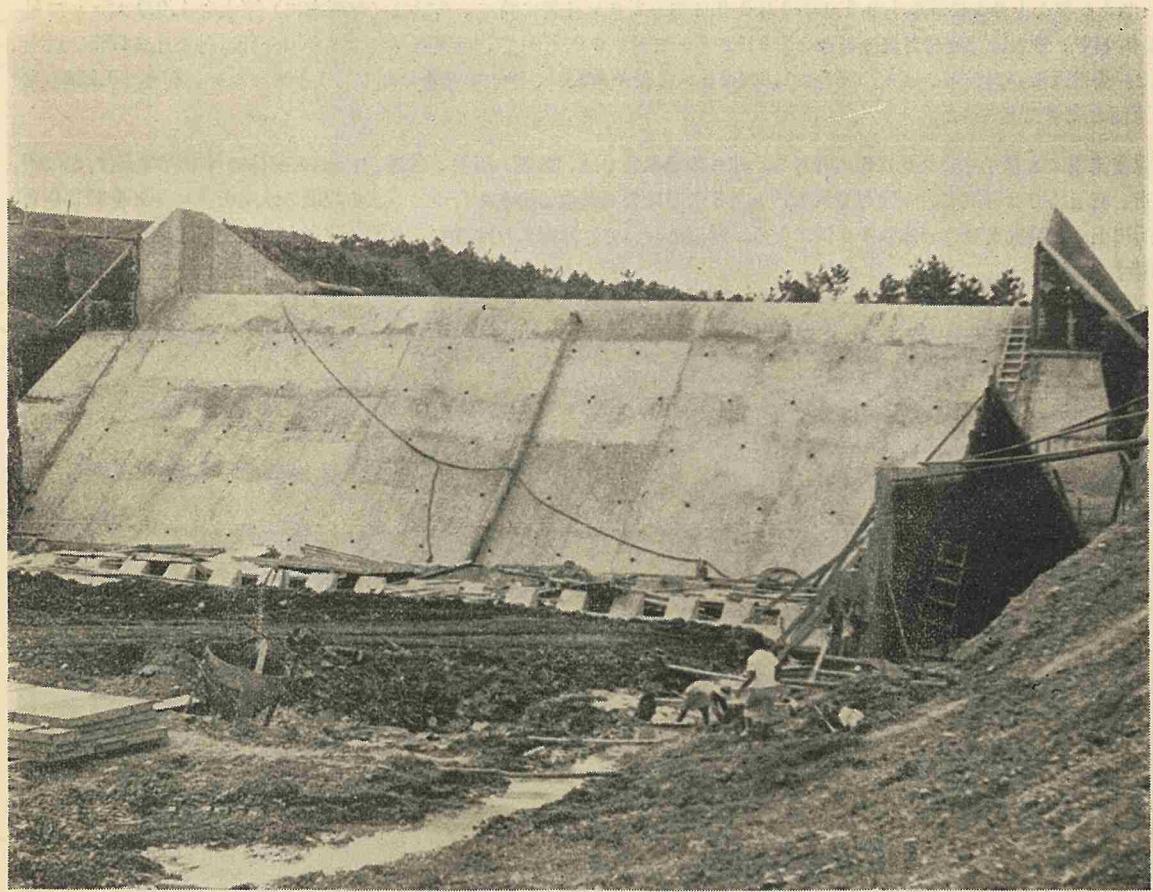


端ヶ山ダムの上流、このダムに600,000,000ガロンの水が貯水できる

1960年度に於て公社は、436,314,000ガロンの水を那覇市に給水しているが、これは同市の消費量の35.5%に相当する。胡差及び北谷村への給水量は夫々109,700,000ガロン、900,000ガロンであった。公社水道施設沿線に位置する8市町村即ち具志川村、美里村、北中城村、北谷村、胡差、宜野湾村、浦添村及び那覇市の総人口合計391,500人の内133,000人即ち約3分の1が公社から給水をうけている。

## 第2章 水道開発計画書

軍民両政府の合同経済審議会は1960～1965年に於ける水道計画の目標を下記の通り定めている。即ち出来るだけ安く充分な飲料水を琉球社会に供給する。特に、1959年に開始された軍水道施設の\$2,600,000の拡張工事を完成し、那覇市を含む中部沖縄の人口密集地域へ1日7,000,000ガロンの給水を行うこと、琉球特に沖縄中南部の人口密集地域における水源の総合的調査、南部沖縄地区へ独立水道施設として、或は統合施設の一部として給水すること、及び琉球の他の地区における水道を開発し、それら地区の経済的・社会的需要を充たすことである。



建設中の端ヶ山ダム放水路

公社の \$ 2,600,000 計画には、那覇市へ原水を供給する原水施設の外に、10 の主要計画があり、これら計画の 1960 年 6 月現在の進捗状態は次の通りである。

- 1 600,000,000 ガロンの瑞ヶ山ダム 約 60% 完成
- 2 瑞ヶ覧水槽より那覇市泊浄水所に至る本管敷設工事
  - 第一期 瑞ヶ覧 普天間間 完了
  - 第二期 普天間 嘉数ポンプ場間 約 41% 完成
  - 第三期 嘉数ポンプ場 那覇市泊浄水所間 約 1% 完成
- 3 普天間ポンプ場 設計約 90% 完成
- 4 天願ポンプ場の能力を日産 4,000,000 ガロンから 6,000,000 ガロンに拡張 完了
- 5 原水管を浄水管と取替工事 天願 嘉手納浄水所 設計約 50% 完了
- 6 嘉手納浄水所の能力を日産 8,600,000 ガロンから 15,000,000 ガロンに拡張工事、設計約 5% 完成
- 7 嘉手納浄水所ポンプ場能力を日産 8,600,000 ガロンから 20,000,000 ガロンに拡張設計約 5% 完成
- 8 14,000 吋の 16 吋管を 32 吋管と取替工事 嘉手納浄水所 瑞ヶ覧水槽間 設計約 75% 完成
- 9 16 吋管 12,000 吋の敷設工事、嘉手納地下水源地 嘉手納浄水所間 設計約 5% 完成
- 10 嘉手納地下水源開発工事 設計約 50% 完成



1 号線沿の 16" 本管敷設工事、この本管は嘉数のポンプ場から泊の那覇市浄水所まで伸びている

### 第 3 章 1960 年度における財政上の主要点

1 収入	\$ 198,943	浄水及び原水売上、メーター取付、水道管修理連結による 販売総水量(ガロン)	892,025,000	
内訳	浄水(ガロン)	696,219,000		
	原水(ガロン)	195,896,000	尚、浄水消費水量を需要家別にみると(単位ガロン)	
	市町村	395,135,000		
	商社公共団体	107,817,000		
	家庭	229,177,000		
2 費用	695,703,000 ガロンの原価として米陸軍への支払額		\$ 136,875	
内訳	○原水施設運営維持費として米陸軍への支払額		\$ 8,228	
	○計量器取付、水道管修理連結費として米陸軍への支払額		\$ 4,394	
	○駆員 11 名分の俸給賃金、会計検査手数料、車輌及び事務機械修理費及び諸雜費		\$ 11,239	
	○配水支管の修理維持費、計量器マンホール工事費、封緘箱の製作費		\$ 1,972	
	○公社所有水道管、車輌、事務機械の消却費		\$ 1,128	
3 1960 年に於ける公社総益金			\$ 62,068	
内前年度に於ける売上げ高の是正額			\$ 1,759	
4 水道公社の 1960 年度の収支計算書、及び損益計算書は附表 5,6 の通りである。				

# 附表1 琉球水道公社定款

## 第1条 琉球水道公社の目的

琉球住民の需要と利益、産業の発展その他の用途に必要な水の集取、処理、送水、配水及び販売にあたる施設を取得、維持及び運営するために、琉球列島米国民政府（以下「民政官」という。）の一機関として琉球水道公社（以下「公社」という。）と称する法人団体を設立する。

## 第2条 本 社

公社の住所及び本社事務所は、琉球列島那覇とする。

## 第3条 理 事

公社の理事会（以下「理事会」という。）は、琉球列島民政官又はその正式後任者が任命する5名の理事で構成する。任命権者は又総裁を兼任する理事長及び副総裁を兼任する理事を指名する。理事の任命権者は正理事の事故又は不在の間理事の代行をする代理理事を、正理事1名につき1名以上任命することができる。

2 理事の在任期間は、任命権者の自由裁量によるものとする。ただし、早期に免職されない限り、任命にあたって任命権者が定める期間勤務しなければならない。理事の後任者は、前任者の場合と同様な方法で任命される。

3 理事に欠員が生じても、4名の理事が在任している限り、公社の販売遂行についての理事会の権限に影響するものではなく、4名の正理事、又は代理理事乃至両方の計をもつて理事会の議決に要する定員数とする。理事会の決議は、理事会会議における理事3名の同意を必要とする。

4 理事会は、公社の業務、庶務及び財産の運営、管理一般にあたるものとし、かつ、この定款及び関係法令に基き、公社の遂行しうるすべての権限行使することができる。

5 理事会の定期会は、理事会の決議により定める日時と場所において毎月一回開催する。臨時会は、理事長又は理事二名により召集することができる。この場合、各理事にその旨三日前に通知しなければならない。

6 理事は、公社の理事としてその勤務に対し、任命権者の定める額の俸給又は給与の支給を受ける。ただし、いかなる場合でも、合衆国政府、又は琉球政府の被用者は公社理事としてその勤務につき、いかなる俸給又は給与の支給も受けなければならない。理事がこの定款により、理事会に付与された販売の執行にあたって負担した費用については、理事会の承認を得て、公社がその実費を償還する。

7 この定款に別段の定がある場合を除き、かつ、理事の任命権者の承認又は指示に基いて理事会並びに公社の販売執行に必要な販賣及び代理人を選任し、その給与、販賣分掌を定め、理事会の指名する者については適当な契約書を要求する。いずれの役員、販賣又は代理人も琉球列島高等弁務官又はその正式後任者の指示及び自由裁量により免職することができる。

8 理事会は、任命権者の指示する期日及び様式により、業務及び会計明細書を任命権者に提出する。

9 理事は就任に際し、この定款により課されたその販売を公正適確に履行することを宣誓して署名しなければならない。

## 第4条 役 員

1 公社の役員は、総裁及びその他理事会の任命する役員をもつて構成する。

2 総裁は、理事会の決議に基き、公社の業務を執行及び指揮し公社の名義で、かつ、公社を代表して、契約書、譲渡証書、賃貸契約その他法人財産に係る証書を作成して交付する。総裁は公社の日常業務に必要な契約及び文書の行使権を公社支配人に委嘱することができる。

3 総裁を除く役員の任務及び権限は、その販賣及び任命に関する決議によつて定められる。

## 第5条

1 この定款により、別に明示されない限り、公社は

- a その法人名の継承権を有する。
- b その法人名において訴訟の当事者となることができる。
- c 公社の印を採択使用する。

- d この定款によつて認められた契約をなすことができる。
- e 業務処理の必要上又は便宜上動産及び不動産を購買又は賃借して保持することができる。
- f 土地収用権行使する権利を有し、不動産の買上げもしくは収用又は不動産に対する権利を取得する場合には、その権限は公社の名において、かつ、この定款の目的達成のために行使されるものとする。
- g 水の集取、処理、送水、配水及び販売につき、いかなる動産、不動産ももしくは、それに伴う権利をも、これを取得する権限を有し、かつ、琉球列島におけるダム、ポンプ施設、浄水場、送水管路並びに附属工場、貯水施設を取得し、又は建造し、及び連結配水管線路により多数の給水施設を合併して、一つ以上の組織を結成する権限を有する。
- h 次の権限を有する。
  - (1) 法人財産の一部もしくは全部を証書、賃貸借証又はその他の方法によつて譲渡すること。但し500ドルを超える価格の財産を譲渡する場合は、琉球列島民政官又はその正式後任者の事前承認を必要とする。更に、水の集取処理、送水、配水及び販売以外の事業の運営のため又はこの公社の設立目的のために法人財産を譲渡してはならない。
  - (2) 前記(1)の規定に基き、法人財産の一部又は全部を米合衆国に賃貸すること。
  - (3) 琉球列島において水の配給及び販売に従事している個人会社に貸付をなし、その責務を取得すること。
- i 水を生産及び購入し、かつ琉球列島民政官又はその正式後任者の認める料金で公共及び個人の需要者に対し水を配給し、販売する権限を有する。
- J その他法人としての目的の達成上必要なすべての法的行為を履行する権限を有する。

## 第6条 印 章

公社印は、公社の名称及び法人が設定された年歴の記された円形の印とする。

## 第7条 免 稅

公社はその財産、収入、事業及び経営につき、いかなる課税の対象にもならない。

## 第8条 会 計

- 1 琉球水道公社基金（以下「基金」という。）を設定する。この法令に基く運営から生ずる収入は、基金に預入する。この法令に基くすべての支出は、基金をもつて行う。
- 2 理事会は基金のうち現在の需要上必要でない部分を、琉球政府又はその代行機関及び出先機関の利息を生ずる債権に投資することができる。この債権の元金及び利息は、琉球政府により保証され、利息は公社と琉球政府間の協定により決定される率とする。基金におけるすべての債権に対する利息及び該債権の販売又は償還による収益金は基金に繰り入れられ、基金の一部となる。
- 3 公社の銀行勘定又は当座預金勘定は、琉球銀行又は理事会の指定する他の銀行に設けられる。このような勘定は、すべて基金に繰り入れられ、基金の一部となる。
- 4 基金が公社の必要とする額を超過していると理事会が認める場合には、公社の運営、施設の改修及び拡張並びに非常時に要する資金を考慮の上、その超過額は雑収益として、民政官の一般資金に納入される。
- 5 公社は、そのいかなる目的のためにも一時に未償還額が1,000,000ドルを超えない金額を借入することができる。このために、公社は支払期日以前に公社が隨時に償還しうる手形、社債券、証券その他の証書に規定される方法で発行することができる。公社の起債は、すべて民政官の認可を得なければならない。

## 第9条 予 算 及 び 会 計 檢 査

- 1 公社は予算書の提出期日、書式及び内容、資料の内訳並びに作成及び提出の方法について民政官が定める規則及び規定に基き、年次業務予算を編成し、民政官に提出しその審査及び承認を受けなければならぬ。予算編成は、公社が、法によつて認可されたその事業を適切に遂行しうるように、臨時支出及び附帯支出等の予備費を充分勘案してなされる運営面の計画である。
- 2 公社の会計事務は、商業法人業務に適用される原則と手続に基き、かつ、民政官が定める規則及び規定のもとに毎年検査が行われる。

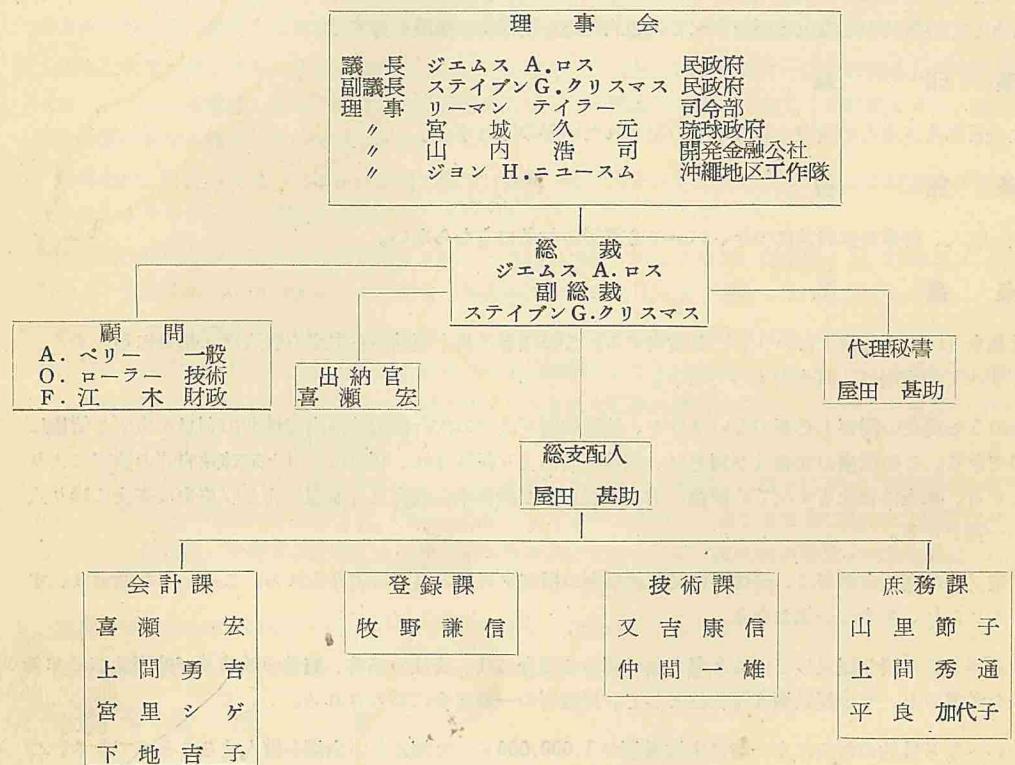
## 第 10 条 解 散

- 1 公社が解散する場合又は琉球列島民政官もしくはその正式後任者の通告があつた場合は、理事会は公社の資産を清算して閉鎖する。解散の期日又は通告を受けた期日から一年を経ても理事会が公社資産の清算を終了せず、かつ、閉鎖しない場合は、かかる清算閉鎖の任務は民政府に委任され、民政府は公社の清算とその業務停止遂行についての理事会の職務及び権限のすべてを継承する。
- 2 公社のすべての資産を清算した後及びすべての法的債務の支払準備が行われた後生ずるいかなる残額も民政府の一般資金に納入される。

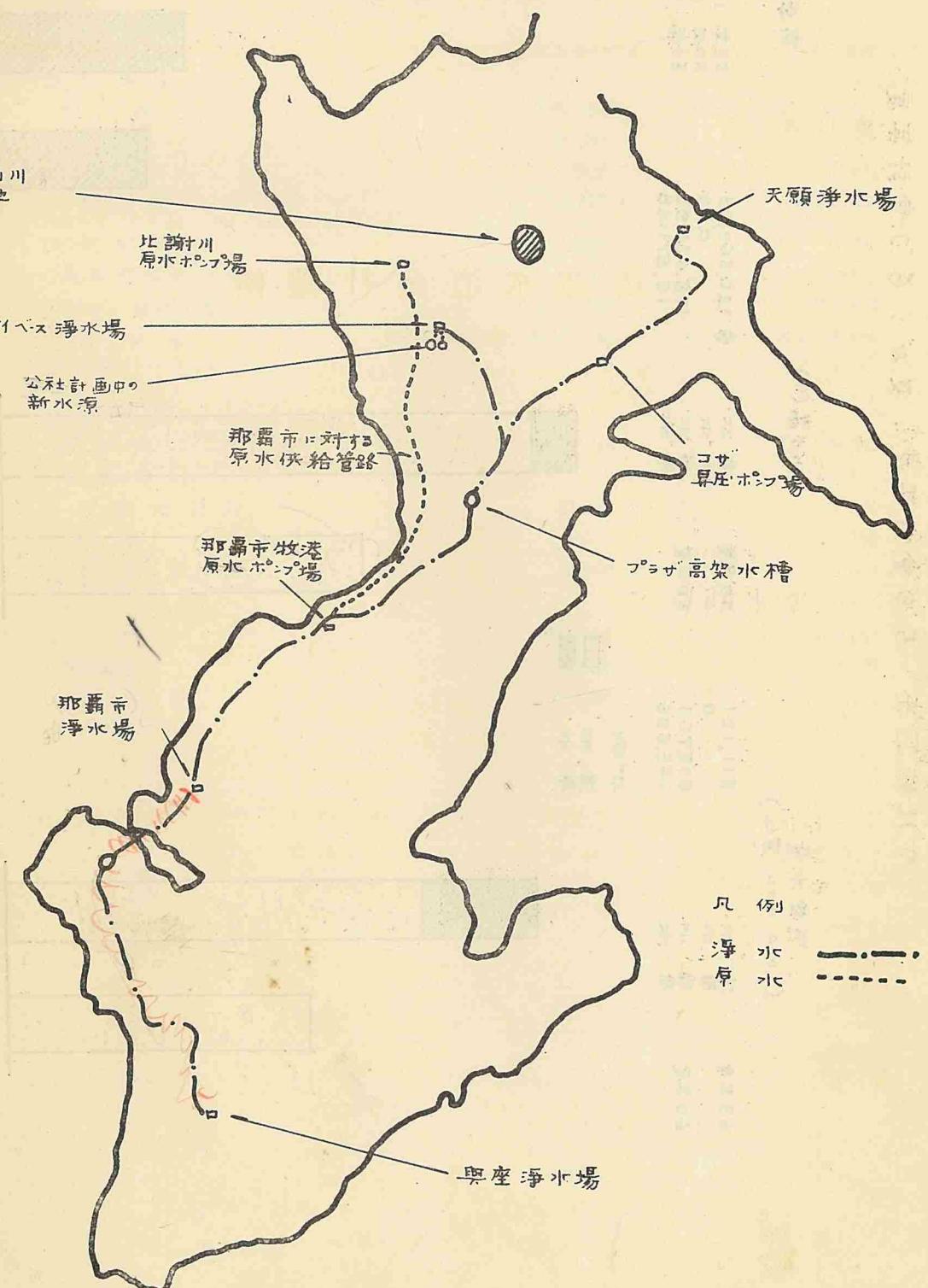
## 第 11 条 改 正

この定款は、琉球列島民政官又はその正式後任者のみが改正できる。

### 琉球水道公社機構



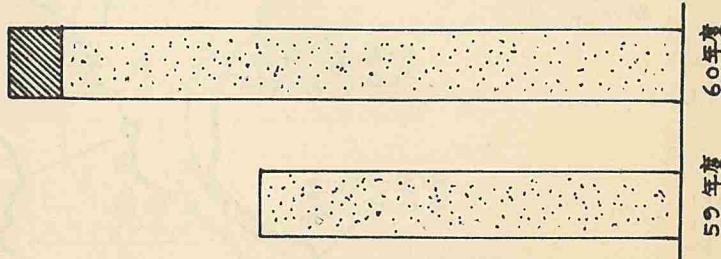
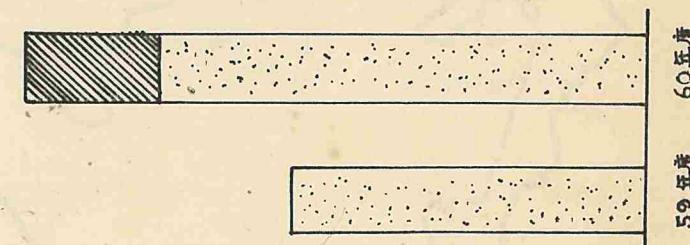
全島統合水道施設図  
(主要施設のみを示す)



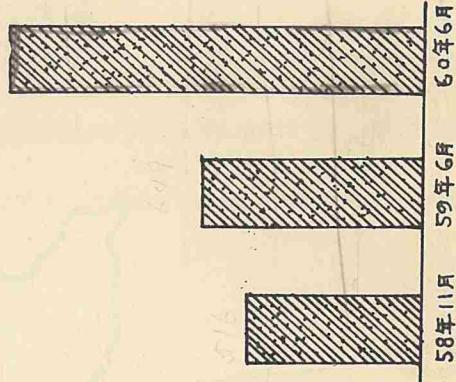
琉球水道公社の比較図表 5 の会計年度の消費水量及び需要家数

	消費水量 (1,000 ガロン)			賣上高 (\$)
	59年度	59年度	60年度	58年 11月
水	511,121	695,703	195,896	120,369.08
水	510	600	0.00	59年 6月
水	695,703	195,896	15,671.68	60年 6月

凡例  
■ 淨原水



	58年 11月	59年 6月	60年 6月
淨原水	178,436.93	15,671.68	15,671.68
水	0.00	0.00	0.00
總計	178,436.93	15,671.68	15,671.68



附表 5

琉球水道公社収支計算書

1959年6月及1960年6月現在

	1959年6月	1960年6月
資産		
流動資産		
現金	\$ 37,138	\$ 93,911
売掛金	21,749	27,928
前払金	—0—	200
流動資産計	58,877	122,039
固定資産		
減価消却引当金	(319)	(1,447)
施工中の建設工事	137,000	1,018,480
資産計	\$ 197,145	\$ 1,144,665
負債		
流動負債		
買掛金	\$ 20,740	\$ 23,342
未払金	419	—0—
流動負債計	21,159	23,342
雑負債	—0—	3,548
負債計	21,159	26,890
資本		
資本金	\$ 138,577	\$ 1,020,057
留保利益金	37,409	97,718
資本計	\$ 175,986	\$ 1,117,775

附表 6

## 琉球水道公社損益計算書

6月30日終結の1959及1960会計年度

	1959年度	1960年度
取入		
売上高	\$ 122,557	\$ 168,943
原価	82,116	122,538
総益	40,441	76,405
経費		
事務費	2,459	11,237
現場維持費	254	1,972
減価消却費	319	1,128
経費計	3,032	14,337
当期純益	\$ 37,407	\$ 62,068
前年度利益調整額	—0—	(1,759)
今年度における留保利益金の純増(又は減)	\$ 37,409	\$ 60,309
年度始 留保利益金	—0—	37,409
年度末 留保利益金	37,409	97,718

## 事務費

	1959年度	1960年度
1. 債給々料	\$ 1,849	\$ 7,796
2. 公告費	20	57
3. 会計検査手数料	—0—	737
4. 保険料	130	184
5. 事務及一般消耗品費	201	448
6. 事務所備品	122	205
7. 通信費	131	303
8. 修理、維持費(事務機械、什器、備品、車輛)	—0—	398
9. 賃借料(事務所及車輛)	—0—	935
10. 電話費	—0—	26
11. 交通費	6	42
12. 電気水道料	—0—	107
計	\$ 3,032	\$ 14,337

## 現場維持費

1. 需要者管理費(封緘箱)	—0—	\$ 329
2. 機械器具費	\$ 26	4
3. 計量器及マンホール費	—0—	1,064
4. 配水支管修理維持費	228	575
計	\$ 254	\$ 1,972